

資料－ 1

滋賀県公共事業評価監視委員会

令和6年3月4日

【 報 告 】

第2回委員会審議案件の「対応の方針」について

個別補助事業

- 『一級河川 日野川大規模特定河川事業』
- 『県営経営体育成基盤整備事業（面的集積型） 田上地区』
- 『県営農地防災事業 安食川Ⅱ期地区』

P. 1

P. 2

P. 3

対応方針

事業名	一級河川 日野川 大規模特定河川事業	事業主体	滋賀県
		施行箇所	近江八幡市
<p>一級河川日野川 大規模特定河川事業は、継続実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>河積阻害箇所が解消され、下流からの河道掘削と一体的に整備することで、洪水被害のリスクが解消される。</p>			

対応方針

事業名	県営経営体育成基盤整備事業（面的集積型）田上地区	事業主体	滋賀県
		施工箇所	大津市
<p>県営経営体育成基盤整備事業（面的集積型）田上地区は、下記の理由により、継続実施するものとする。ただし、工事着手は、地権者会議にて、修正した換地計画原案の合意が得られていることを前提とし、合意された換地計画に基づき、着実な事業執行を図っていく。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>①土地改良区は、令和6年1月の臨時総会で換地計画原案を修正する方針を決定しており、修正案について組合員から合意を得ることとしている。</p> <p>②関係する地元や土地改良区および大津市は、事業継続による早期完了を強く望まれている。</p> <p>③県は、令和6年度予算を要求し、工事発注に向けた準備を進めている。</p>			

対応方針

事業名	県営農地防災事業 安食川Ⅱ期地区	事業主体	滋賀県
		施工箇所	彦根市
<p>県営農地防災事業 安食川Ⅱ期地区は、下記の理由により、継続実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>①本事業は、災害防止に効果があるとともに、早期に完成させることにより、安食川流域住民に安心感を与え、安食川流域の排水改良に不可欠である。</p> <p>②排水条件の改善により、水田の汎用性が大幅に向上し、キャベツやカボチャ等の高収益作物の作付面積拡大と、地域農業の多様化に寄与する。</p> <p>③関連事業である上流域の犬上南部地区排水路の事業完了に目途がついており、関係する地元や土地改良区より、安食川の早期整備完了が強く望まれている。</p>			